



千葉動力車

スト支配介入・不当処分地労委第一回調査開催(7月6日)

JR東のストライキへの破壊・処分を許すな

七月六日、三・一八ストへの支配介入・不当処分策動に関する不当労働行為の救済を求める地労委闘争の第一回調査が開催された。

三・一八スト以降すでに四か月間、JR東日本当局は何度となく『処分』を叫びたて、こぶしを振り上げてはみたものの、その処分策動が、あま

りにも常識をはずれた違法なものであるために、いまだ発動できないでいる。われわれの主張の正当性は、いまやあきらかである。

「初めに結論(処分)ありき！」 「四ヶ月たつて、初めて明らかにされた理由らしきもの」

そもそも、この「準備書面」は、三・一八ストライキが違法であるとする具体的な理由(らしきもの)をJR側がはじめ

ト参加者の勤務を「不参勤扱い」にしておきながら、四か月たつてはじめて理由が示されるということと事態のなかに、今回の処分策動の不当性、データラメ性は明らかであると

言わなければならない。動労千葉を処分しろ！動労千葉をつぶせ！という結論だけが初めにあったのである。「初めに結論ありき」——こんなデータラメがまかり通っているはずはない。

「態様において違法」が、 いつの間にか「目的、態様、手続の 全てにわたつて違法」に豹変！

ところで、この日の地労委に提出されたJR側の準備書面は、三・一八ストライキの「違法性」を強引に説明しようとするあまり、これまでの当局の主張ともあらゆる面で矛盾し、動労千葉の主張、三・一八ストライキの正当性を明らかにするものとなつてしまった。

これまで、JR側は「三・一八ストは違法」と叫びながら、何度団体交渉を行つても、なにをもつて違法というのか、その具体的根拠については何ら明らかにできない、というなさげな対応に終始してきた。唯一主張したことは「ストライキは、その目的、手続き、

態様のいずれにおいても正当なものでなければならぬが、三・一八ストは、その態様において違法である」と言うことだつたのである(スト直後は『労調法違反だ』とふれまわつたが、後になつてこれは撤回し、さらにその後『そのような主張はしたことはない』と居

直つた)。この主張は五月二四日付で地労委に提出された「答弁書」でもくり返されている。ところが七月六日付「準備書面」では、それまでの主張を完全にくつがえして、「その目的、手続き、態様のいずれの面からしても違法」と、自らさんざん語ってきたことをコロリと変えてしま

つたのである。これは「態様において違法」なる言いかけが全く通用しないことを自ら認めてしまったようなものである。結局ストライキの違法性を全く立証できないために、苦しまぎれに「目的、手続き、態様、一から十まですべてが違法だ！」と無茶苦茶な理屈を持ち出してきたのだ。

無理が通れば、 道理が通らぬ

「全くデータラメな準備書面」

しかし、無理を通せば道理が引つ込むのはあたりまえで、準備書面の具体的内容は、白を黒と言いくるめ、都合の悪いことには一切フタをし、当局自身これまで主張したこともないようなことが

「違法性」の根拠として持ち出され、とんでもない法解釈が飛び出し……と読むに耐えないような代物となつてしまつていたのである。
【つづく】

JR東日本の請求却下

七月十三日、JR東日本が「清算事業団労働者とJR東日本との間には雇用関係がなく、採用する義務もない」との確認を求めた訴訟

で、東京地裁は「不当な裁判で、訴えの利益を欠く」として請求を却下する判決を言い渡した。